

令和2年5月20日

新型コロナウイルス感染症の影響で保険料及び一部負担金が
払えなくなった場合に対する対応についての緊急要望書（回答）

【緊急要望事項】

① 新型コロナウイルス感染症に感染した被用者への傷病手当金給付の条例化を急ぐとともに、対象を被用者以外にも広げ、内容を住民に周知し、手続きも簡易にし感染防止のため窓口に行かなくてもできるようにすること。

（回答）国民健康保険の傷病手当の支給に係る条例改正については、令和2年5月1日付で行っており、対象者につきましては、国通知に基づき摂津市国民健康保険に加入する被用者としております。また、市広報や市ホームページ等において周知するとともに、郵送での手続きができるよう柔軟に対応してまいります。

② 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対しての保険料減免を直ちに実行できるように条例整備をするるとともに、納付書発送時に周知し申請書も同封し、感染防止のため窓口に行かなくてもできるようにすること。

（回答）新型コロナウイルスの影響による国民健康保険料の減免については、国の財政支援基準を踏まえ、本市でも実施するよう準備を進めております。なお、実施にあたっては、市広報や市ホームページ等を通じて周知を図るとともに、保険料決定通知書等においても制度案内チラシを同封予定としております。

③ 納付困難な保険料については納付の猶予・換価の猶予を周知し、滞納処分の停止を行うこと。

（回答）新型コロナウイルス感染症の影響により、保険料の納付が困難な方に対しては、市広報や市ホームページ等を通じ、納付相談をしていただくよう案内を行っております。滞納処分の停止につきましても、必要に応じ適切に行ってまいります。

④ 違法な滞納処分は直ちに中止し、財産を奪い生活を困窮させる事態を作らないこと。

（回答）新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、滞納処分の執行についても、生活を困窮させることがないように、配慮した対応を行っており、引き続き適切に執り行ってまいります。

⑤ ②の保険料減免の対象者は一部負担金減免も同時に使えるようにすると同時に、周知徹底し、手続きも簡易にし窓口に行かなくても申請できるようにすること。

（回答）一部負担金減免は、保険料減免と基準を同じくするものではありませんが、個々の状況をお聞きする中でご案内するなど、郵送での手続きも含め、柔軟に対応してまいります。

摂津市保健福祉部国保年金課